

人権学習展開例〔第2学年〕

1 主 題 障害者の人権について考える

2 教材名

12 ともだちになるために



3 主題・教材について

この教材は、人との出会いを「ともだちになるため」だと明確に表し、「どこのどんなひととも きっとわかりあえるさ」と人を信頼することの大切さを語りかけている。また、親しみやすいメロディとゆったりとしたテンポで低学年の子どもたちには歌いやすい曲である。

まず、子どもたちにのびのびと歌わせ、自分の声がみんなの声と響き合うすばらしさを感じさせたい。そして、歌詞の内容を、自分たちの生活とつないで理解させたい。

また、この教材には、「手話に親しむ」というねらいがある。手話を、障害のある人とのコミュニケーションの手段としてだけでなく、言語の一つとして親しませるようにさせたい。

（関連教科・領域：音楽科、特別活動）

4 ねらい

- ・みんなで歌いながら歌詞の内容を理解し、友だちのよさやかなまの大切さに気づく。
- ・手話に親しみ、手話で伝えようとする気持ちをもつ。

5 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	「ともだちになるために」をみんなで歌おう。		DVD教材 「ともだちになるために」
	・「ともだちになるために」を歌う。	・範唱や伴奏をしっかりと聞き、模唱をさせる。	
展開	どんな歌だろう。		DVD教材 「ともだちになるために」
	・歌詞の内容を知る。	・歌詞に込められた思いや願いに気づかせる。 ・歌詞の中で好きな言葉を発表させる。	
	気持ちを込めて歌ってみよう。		
	・歌詞の内容を思い浮かべ、気持ちを込めて歌う。	・みんなの声が響き合うことのすばらしさを感じさせる。	
	手話をしてみよう。		
開	・挿絵やDVDを見ながら手話を練習する。	・手話に興味をもたせる。	DVD教材 「ともだちになるために」
	手話をしながら歌ってみよう。		
	・「ともだちになるために」を手話をしながら歌う。	・ゆっくりとした速さからスタートし、楽しく手話に取り組ませる。	
まとめ	学習をふり返ろう。		
	・感想を出し合う。	・歌詞の内容を考え、友だちのよさやかなまの大切さに気づかせる。 ・自分たちの生活につないで考えるようにさせたい。 ・これからも手話に関心をもつようにさせたい。	

【参考資料】

○手話が言語であることについて

2006年12月13日に、第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」には、手話が言語であることが明記されています。

「障害者の権利に関する条約」（外務省仮訳文）

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

また、平成23（2011）年8月5日に、一部が改正された「障害者基本法」においても、手話が言語であることが規定されました。

障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

最終改正：平成二三年八月五日法律第九〇号

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。